その他告示

○財務省告示第百十九号

国債規則（大正十一年大蔵省令第三十一号）第七条の規定に基づき、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭和四十年法律第百号）第五条第二項の規定により発行する第十二回特別弔慰金国庫債券の様式の要項を次のように定める。

令和七年四月十六日

財務大臣　加藤　勝信

寸法	全体	縦二百六十八ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	本券	縦百ミリメートル 横二百十三ミリメートル
	賦札	縦五十六ミリメートル 横七十一ミリメートル
用紙	すき入れ 「財務省印」の白すきちらし	
表面	彩紋、唐草模様及び「賦札」の文字 地模様 「記名」、記号の文字、財務大臣の印章及び渡し期を表わす文字 「日本政府」の文字 番号及びその他の文字	こい赤色 明るい灰青色、明るい灰紫色及びくすんだ黄緑色 赤色 白抜き 黒色
裏面	彩紋、唐草模様及び文字	こい赤色
その他	各賦札に切取り用刷り目打ち	

（備考）　第十二回特別弔慰金国庫債券のひな形は、次図のとおりである。

（表　面）

